

許可番号 第00160009491号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年7月4日
許可の有効年月日 平成37年5月28日



1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、廃水銀等（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの。）。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ第2面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成13年5月29日 新規許可【小樽市】)
平成18年4月1日 小樽市より移管
平成18年7月14日 許可の更新
平成23年6月30日 許可の更新
平成28年5月17日 変更許可（廃水銀等（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの。）の追加。）
平成30年7月4日 許可の更新

5. 積替え許可の有無

(有)・無

市名 札幌市

許可番号 第05160009491号

市名 旭川市

許可番号 第05060009491号

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00160009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 保管場所1
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 5.90㎡
種類
・廃酸 (pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)
保管上限 6.73㎡

施設の種類 保管場所2
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 2.39㎡
種類
・廃アルカリ (pH12.5以上のもの。)
保管上限 0.25㎡

施設の種類 保管場所3
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 1.00㎡
種類
・廃水銀等 (特定有害産業廃棄物)。
保管上限 0.0104㎡

施設の種類 保管場所4
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 3.542㎡
種類
・廃酸 (pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)
保管上限 2.16㎡

施設の種類 保管場所5
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.55㎡
種類
・廃アルカリ (pH12.5以上のもの。)
保管上限 0.50㎡

以下余白。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏 名 株式会社 鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広

許可の年月日 平成30年 7月17日
許可の有効年月日 平成37年 7月16日

1 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
イ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 積替え又は保管の有無 有
廃バッテリー (上記1(1)イ、ウ)に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	特別管理産業廃棄物の種類
西区発寒15条13丁目1020番地182	1.65 m ²	0.93 m ³	上記1(1)イ (廃バッテリーに限る。)
	0.60 m ²	0.046 m ³	上記1(1)ウ (廃バッテリーに限る。)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 7月17日 新規許可
平成18年 7月17日 更新許可
平成21年 1月27日 変更許可 (上記1(1)イ及びウの積替え保管の追加)
平成23年 7月17日 更新許可 (優良認定)
平成30年 7月17日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号第05060009491号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日 令和2年 4月28日

許可の有効年月日 令和9年 4月27日

1 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番地34
面積 0.422㎡
種類

- ・廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
保管上限 0.25㎡

施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番地34
面積 0.422㎡
種類

- ・廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
保管上限 0.25㎡

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月28日 許可の更新

平成25年 5月 8日 許可の更新及び優良基準適合確認

令和 2年 4月28日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。